

○白山市食育キッチンカー貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白山市における食育や地産地消の推進、及びまちの賑わい創出を目的とした事業の促進を図るため、白山市食育キッチンカー（以下「キッチンカー」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与自動車)

第2条 貸与するキッチンカーは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の種類 特殊用途自動車（自動車登録番号：石川800さ・9634）
- (2) 付帯内容 自動車任意保険（車両保険、対物賠償保険、対人賠償保険）

※本保険の適用範囲は白山市職員が運転する場合に限る。

(貸与対象者)

第3条 キッチンカーの貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業の実施に必要な許可等を得ているものとする。

- (1) 白山市が主催、共催又は後援する事業を行う者
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人などの公共団体が開催する事業のうち、収益を上げることを主な目的としない事業を行う者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、白山市の魅力発信に寄与する事業や、都道府県または他市町村が主催する事業を行う者で、白山市長が公益的観点から適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与しないものとする。

- (1) 営利を目的として利用する場合、またはそのおそれがある場合。ただし、市のPRやイメージアップに寄与すると認められる場合は、この限りではない。
- (2) 市の品位を傷つける、またはイメージアップを妨げるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する場合、またはそのおそれがある場合。
- (4) 特定の個人、団体、または民間企業を支援する、あるいは支援していると誤解を与えるおそれがある場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、またはこれらに準ずる者の利益となるおそれがある場合。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、白山市が不適当と判断する場合。

(貸与条件)

第4条 貸与条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸与期間は、原則7日以内とする。ただし、白山市の事業としてキッチンカーを使用している期間は貸与しない。
- (2) 貸与は、無償とする。
- (3) キッチンカーを第三者に転貸しないこと。
- (4) 前条第1項の各号に定める事業に従事する者が、細菌やウイルスなどの病原体によ

る感染症に感染していないこと。

- (5) 運転者は必ず適切な自動車保険（車両保険・対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害補償保険を含む）に加入すること。ただし、運転者が白山市職員（会計年度任用職員を含む）の場合はこの限りではない。
- (6) 食品営業許可など各種関係法令の必要な許可を取得すること。
- (7) 不特定多数の者に販売する営業目的で利用する場合は、食品営業賠償保険等の生産物賠償責任保険（PL保険）に加入すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、関係法令及び市長が指示する事項を遵守すること。

（申請及び決定）

第5条 貸与を受けようとする者は、貸与を受けようとする日の7日前までに、白山市食育キッチンカー貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を白山市に提出しなければならない。

- 2 貸与を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際、事前に営業等を行う場所を所管する保健所等と協議し、必要な手続きを完了しなければならない。
- 3 前条第5号に該当する場合は、自動車保険に加入していることを証明する書類を申請時に提出すること。
- 4 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、白山市食育キッチンカー貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により、貸与を受けようとするものに通知するものとする。

（運営管理）

第6条 貸与の決定を受けたもの（以下「借受者」という。）は、キッチンカーの運行及び運営管理等に関して自主的かつ責任を持って実施するものとする。

（貸与の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キッチンカーの貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 借受者が貸与の解除を申し出たとき。
- (2) この規定に違反したとき。
- (3) キッチンカーの運行及び運営管理等に関して、この規定の趣旨にそぐわない利用等が認められたとき。
- (4) キッチンカーの事故、故障等により、キッチンカーを貸与することができなくなったとき。

（返却及び実績報告）

第8条 借受者は、貸与期間終了後、次の手順に従いキッチンカーを返却し、実績を報告すること。

- (1) 返却の際、車内の設備を原状に復し、燃料（発電機の燃料を含む）を補充すること。
- ただし、第3条第1号に規定する事業で使用した場合は、この限りではない。

(2) 市長が指定する日時、場所で検査を受け、白山市食育キッチンカー運行日誌・実績報告書（様式第3号）を提出すること。

（事故報告等）

第9条 借受者は、キッチンカーにより事故が生じたときは、直ちに市長が指定する損害保険会社に連絡するとともに市長へ報告しなければならない。

2 借受者は、キッチンカーに損傷を与えたとき、キッチンカーが故障したとき又はキッチンカーが盗難にあったときは、直ちに市長へ報告しなければならない。

3 借受人が貸与期間中にキッチンカーに関し、道路交通法に定める違反等をしたときは、直ちに市長へ報告するとともに、借受人は違反等をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違反に係る反則金又は罰金等を納付し、かつ、当該違反に伴い発生した諸費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第10条 前条各項の場合において発生した損害額（白山市及び借受者が加入する保険の補償限度額を超える額及び保険金が支払われない損害に係る額をいう。）は、借受者が負担する。

2 白山市が加入している損害保険の免責金額については、借受者の負担とする。

3 借受者は、キッチンカーを損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

4 借受者が負担すべき損害額を白山市が支払ったときは、借受者は直ちにその支払額を白山市に支払うものとする。

（食品事故発生時の報告及び対応）

第11条 借受者は、貸与期間中に食品に関する事故（食中毒、異物混入、不適切な取扱い等）が発生した場合、速やかに市長に報告するとともに、管轄保健所に報告し、必要な指導や検査を受けなければならない。

2 借受者は、食品事故により影響を受けた消費者や取引先への適切な対応を行うとともに、必要に応じて被害の状況および対応内容を市長に報告しなければならない。

3 借受者は、キッチンカーの衛生状態を責任を持って維持し、その利用中に発生した食品事故について、白山市は一切責任を負わない。ただし、白山市に故意または重大な過失がある場合は、この限りではない。

4 借受者は、食品事故発生時において必要な記録を作成し、一定期間保管するとともに、保健所や市長から求められた場合には速やかに提示しなければならない。

（委任）

第12条 この規程で定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。